代理押印の申請にかかる留意事項に関するチェックリスト

【申請学生】

大学名：　　　　　　　　　　　個人番号：　　　　　　　　　　学生氏名：

【事務担当者連絡先】

担当者：　　　　　　 　　　　　Tel：　　　　　　　　　　　　Mail：

※提出前に下記の項目の内容がすべて記載されているかについて留意事項を確認の上、□にチェックしてください。

□①公文書

　　様式１に則り、作成してください。

□②理由書

様式２に則り、次の１～１１について記載してください。

□１．個人番号

□２．氏名（性別）

□３．国籍

□４．所属大学・研究科名

□５．奨学金支給期間

□６．行き先・行き先での身分　※行き先は、国・地域名・機関を記載すること。

□７．代理押印申請期間

※過去に代理押印が認められた場合は、今回の代理押印申請期間に加え、過去に許可

された代理押印申請期間の合計を併記すること。

※（１）遠隔地におけるフィールドワーク等の場合は６か月以内であり、かつ代理押

印申請期間の合計が留学期間（奨学金支給期間）の半分以下であること。

※（２）研究指導委託の場合は代理押印申請期間の合計が留学期間（奨学金支給期間）

の半分以下であること。

□８．代理押印期間中の日本での在留資格及び在留期限

　　※在留資格が「留学」以外のものに変更及び在留資格「留学」を返納する場合は国費留学生の身分が消失するので注意すること。

□９．代理押印行為者

※所属大学の長または研究科長であること

□１０．代理押印手順

□１１．代理押印が必要な理由

　　※代理押印申請については、「代理押印の申請に係る留意事項について（平成３１年２月○日）」に記載のある条件をすべて満たしている必要があります。

そのため、代理押印が必要な理由については、以下の内容を必ず記載してください。

1. 日本国外及び国内遠隔地におけるフィールドワーク、研究調査、インターンシップ　等を行う場合（Ⅰ～Ⅶ）

□Ⅰ．当該地域において教育研究に携わることがカリキュラムに含まれているか。

　　または当該学生が国費外国人留学生応募時に提出した研究計画等に明記され　　ており、課程修了（学位取得）のために必要不可欠であるか。

**※フィールドワーク、調査研究、インターンシップ等が論文執筆等に有益という理由のみでは代理押印は認められません。カリキュラムに含まれている等、実施しなければ課程を修了できない、学位を取得できないという場合に限ります。**

□Ⅱ．行き先について、その国・地域・機関でなければならないのか。

（海外の場合、渡航先が母国でないこと。母国の場合は申請出来ません。）。

□Ⅲ．標準修業年限内に修了の見込はあるか。（修了出来ない場合は申請出来ません。）

□Ⅳ．監督体制について、指導教員が同行できる、もしくは、現地において留学生を

監督する者が存在する等、大学として常に学生を監督出来る体制を構築してい　るとともに不測の事態に備えた対応が出来る体制を構築しているか。（監督者の氏名・役職についても明記すること）

□Ⅴ．代理押印を要する期間が6カ月以内かつ留学期間（奨学金支給期間）の半分以

　　下であるか。（過去に代理押印があった場合は代理押印申請期間の合計が留学期

　　間（奨学金支給期間）の半分以下であること）

□Ⅵ．押印のために現地と級号認定地を往復することが経済的・時間的に非効率であるか。

□Ⅶ．インターンシップの場合、行き先が国外でないか

※国外の場合は、国外でのインターンシップがカリキュラムに含まれていること

を明記の上、その根拠となる客観的資料（カリキュラム等）を必ず添付すること

(2)研究指導委託の場合（Ⅰ～Ⅷ）

□Ⅰ．他機関に研究指導委託を行う理由が適切であるか。

（例：現在の研究指導教員の他機関への異動など）

□Ⅱ．現在の研究機関では研究指導を継続することが出来ないものであるか。

□Ⅲ．当該機関で研究指導を受けるとが学位取得のために必要不可欠であるか。

□Ⅳ．標準修業年限内に修了できるのか（否の場合は申請不可）。

□Ⅴ．監督体制について、指導教員が同行できる、もしくは、現地において留学生を監督する者が存在するか。（監督者の氏名・役職についても明記すること）

□Ⅵ．押印のために現地と級号認定地を往復することが経済的・時間的に非効率であるか。

□Ⅶ．他機関での在籍期間が、留学期間（奨学金支給期間）の半分以下であるか。（過

去に代理押印があった場合は代理押印申請期間の合計が留学期間（奨学金支給期間）の半分以下であること。）

□Ⅷ．研究指導委託先機関の所在地が日本国内であること。

□③代理押印が必要な理由の客観的な資料について（必ず添付してください。）

・申請理由が、上記②１１（１）の場合

□①代理押印期間中の学生の研究スケジュール等がわかる資料。

□②インターンシップの場合は受入企業の受入承諾書。

□③フィールドワーク、調査研究、インターンシップ等を実施しなければ学位を取得でき

　　ないことがわかる資料。

（フィールドワーク、調査研究、インターンシップ等がカリキュラム等に含まれている

ことがわかる資料、当該学生が国費外国人留学生応募時に提出した研究計画等。）

※注意：学生の研究計画は不可。論文執筆に有益という理由書等は不可。

・申請理由が、上記②１１（２）の場合

□①代理押印期間中の委託先機関での学生の研究スケジュール等がわかる資料。

□②委託先機関の当該学生受入承諾書。

（組織として発行されたものは可。教員個人のメール・招待状等は不可。）